



議第1344号

横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更

生産緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区の目的

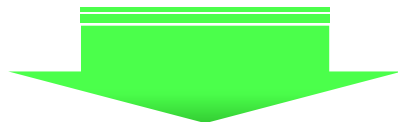
生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

【都市計画運用指針(令和2年9月)】

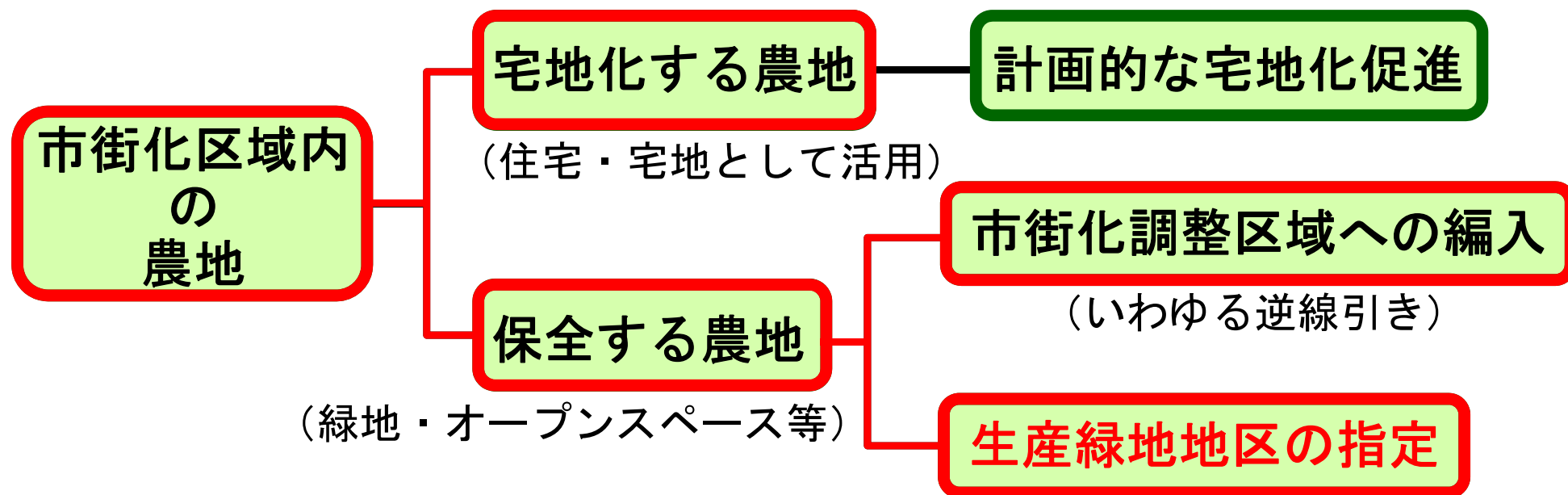
生産緑地法（昭和49年制定）

【平成3年改正の経緯】

- ・大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等



- ・市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進
- ・宅地化する農地と保全する農地の明確な区分
- ・区分に応じた適切な都市計画上の措置
- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の保全



平成28年5月13日

都市農業振興基本法に基づき、
都市農業の振興に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」閣議決定

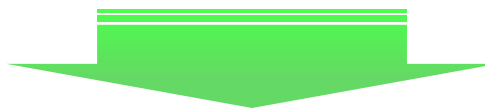
都市農地の位置付け

「宅地化すべきもの」から、
「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、
計画的に農地を保全する

【生産緑地法第3条】

市街化区域内にある農地等のうち

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500㎡以上の規模
※横浜市は条例により、300㎡まで引下げ
(平成29年12月25日)
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの

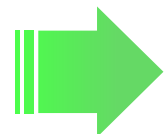


都市計画に定めることができる

【横浜市生産緑地地区指定要領等】

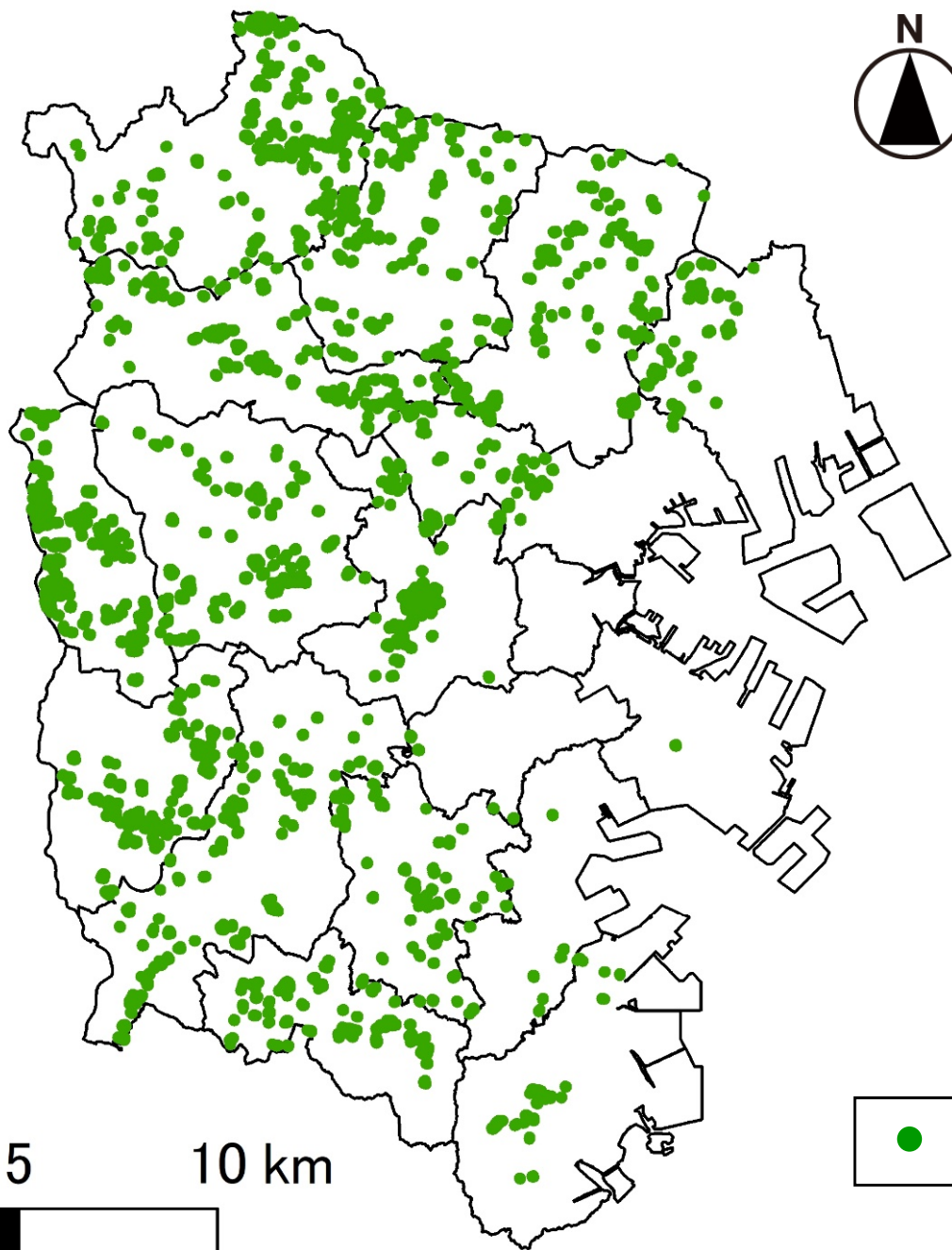
- 第7回線引き（区域区分）全市見直しにより市街化区域内農地等となるもの
- 市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの
 - ・良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらすもの
- 既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの

等



いずれかに該当するものを生産緑地地区に指定できる

生産緑地地区の指定状況（位置図）



令和2年12月
1,601箇所
約276.8ha

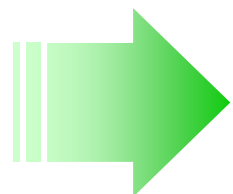
● 既指定地区

■ 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）

農地の保全・活用を図る施策を推進

○市街地に残る農地について

魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペース



生産緑地地区の指定等

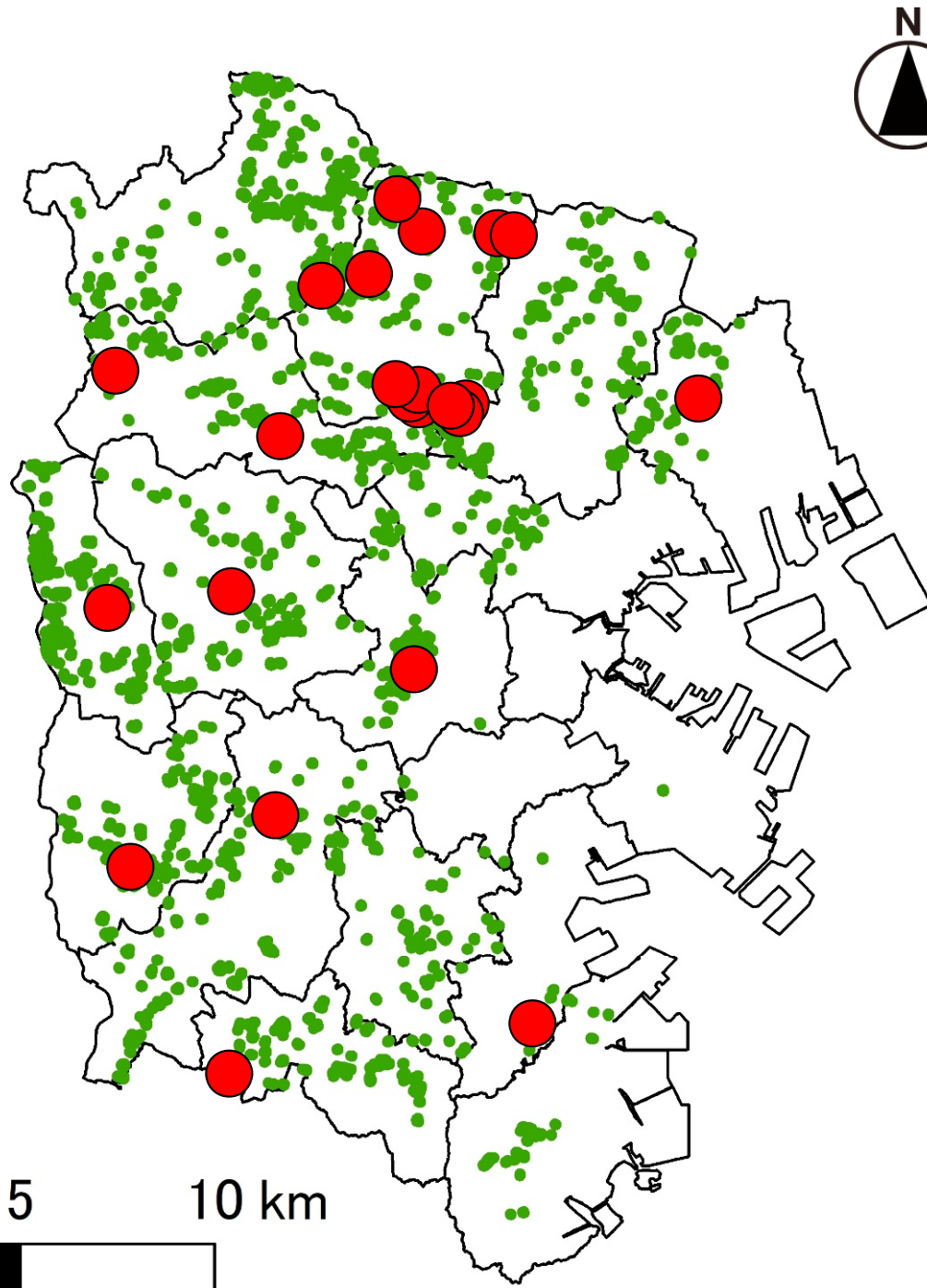
今回の生産緑地地区
の変更内容

「追加・拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」

生産緑地地区の追加・拡大（位置図）



23箇所
約1.6ha

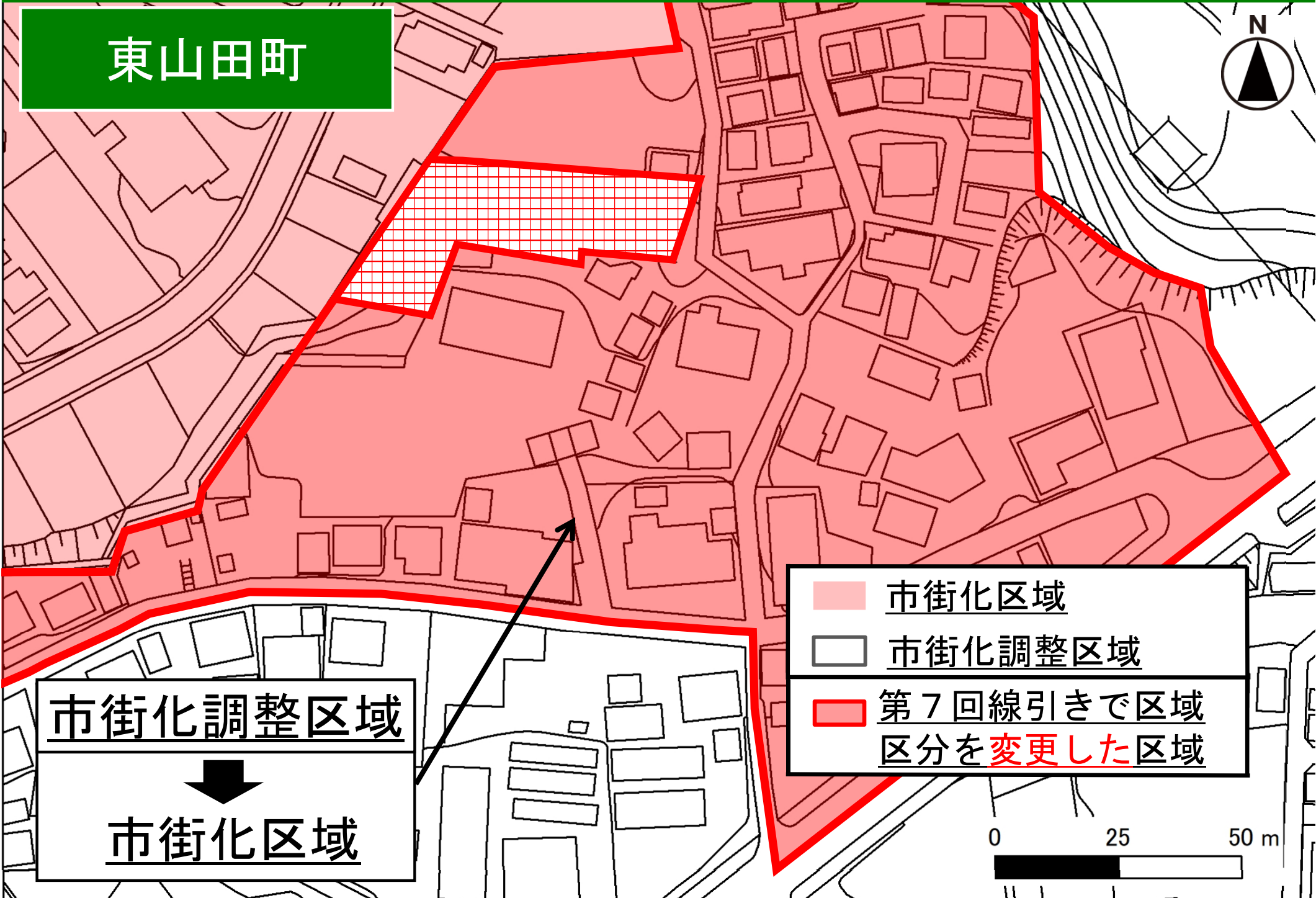
- 既指定地区
- 追加・拡大

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	第7回線引き（区域区分）全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0.24
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0.46
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0.90
合計		23	1.60

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0.24
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0.46
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0.90
合計		23	1.60

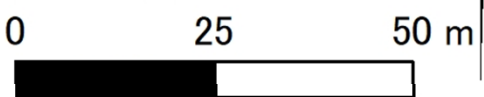
生産緑地地区の追加（都筑区）

東山田町



市街化調整区域
↓
市街化区域

- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 第7回線引きで区域区分を**変更した**区域



生産緑地地区の追加（都筑区）

東山田町



追加（都筑504）
約1,280 m²



令和3年1月撮影

0 25 50 m



	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0.24
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0.46
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0.90
合計		23	1.60

生産緑地地区の追加（都筑区）

牛久保三丁目



追加（都筑500）
約380m²

良好な景観形成に寄与

令和3年1月撮影

0 12.5 25 50 m



	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0.24
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0.46
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0.90
合計		23	1.60

生産緑地地区の拡大（泉区）

和泉中央南一丁目



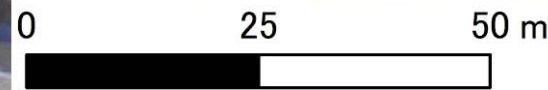
既指定地区
(泉86)
約980m²

拡大
約330m²

変更後
約1,310m²

令和3年1月撮影

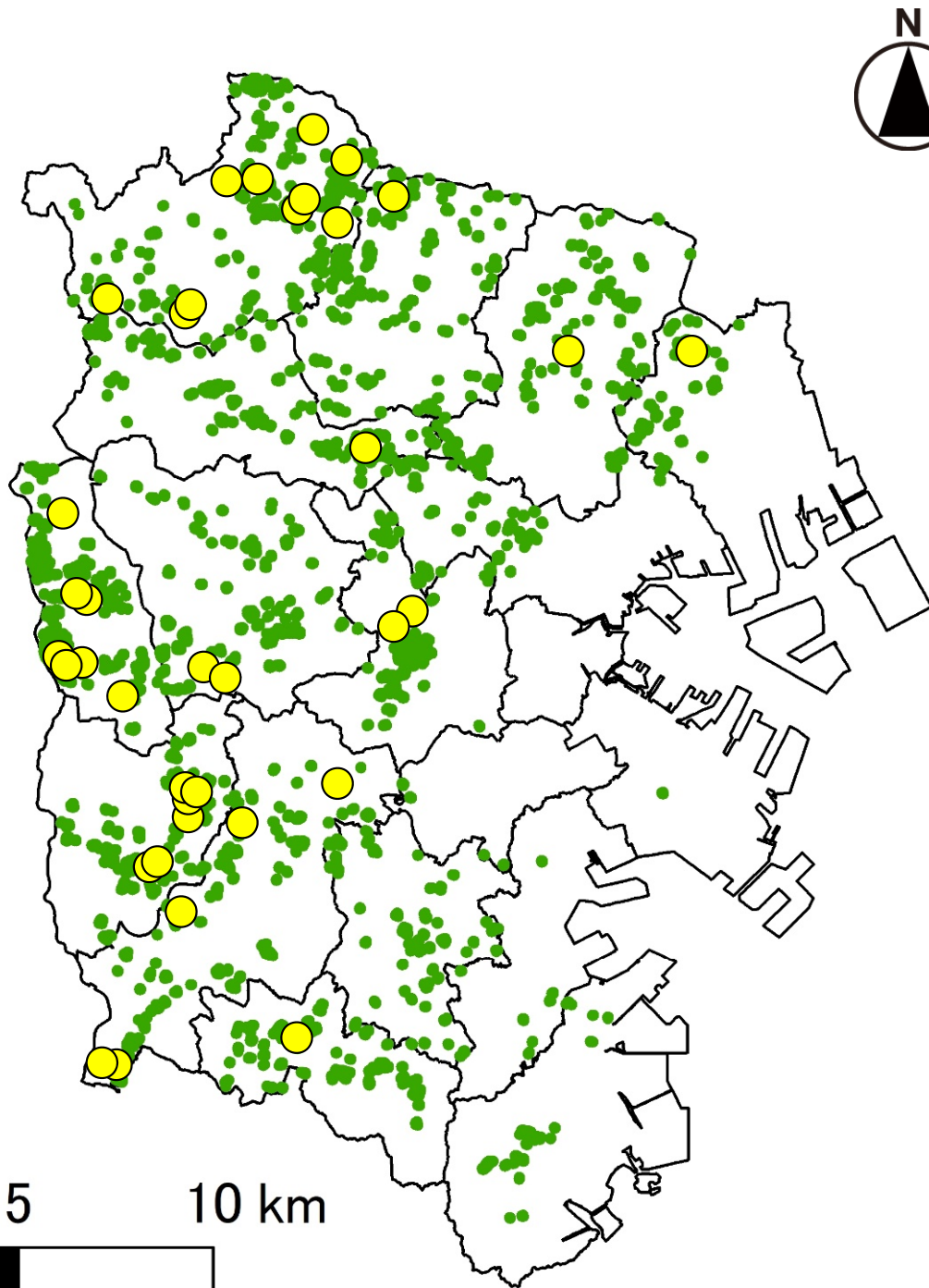
□ …既存の生産緑地地区



「追加・拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」



**37箇所
約6.0ha**

- 既指定地区
- 廃止・縮小

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	農林漁業の 主たる従事者の死亡等 により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
②	区域の一部、又は全部が 公共施設の用に供された と認められるもの	2	△0.003 (約30m ² 減)
合 計		37	△6.04

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	農林漁業の 主たる従事者の死亡等 により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
②	区域の一部、又は全部が 公共施設の用に供された と認められるもの	2	△0.003 (約30m ² 減)
合 計		37	△6.04

■生産緑地地区の廃止（青葉区）

24

あかね台一丁目

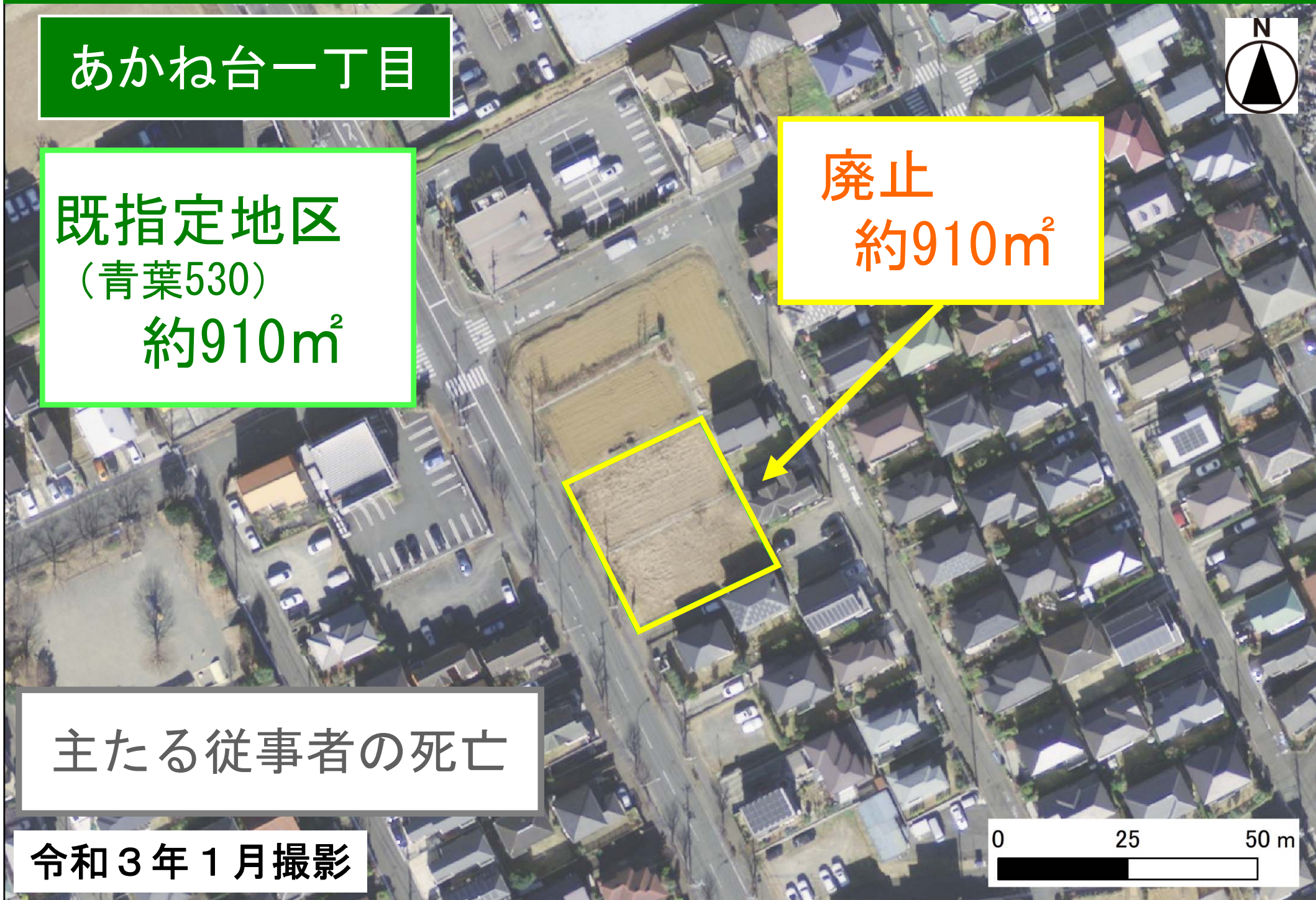
既指定地区
(青葉530)
約910m²

廃止
約910m²

主たる従事者の死亡

令和3年1月撮影

0 25 50 m



	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	農林漁業の 主たる従事者の死亡等 により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
②	区域の一部、又は全部が 公共施設の用に供された と認められるもの	2	△0.003 (約30m ² 減)
合 計		37	△6.04

生産緑地地区の縮小（戸塚区）

影取町

既指定地区

（戸塚105）

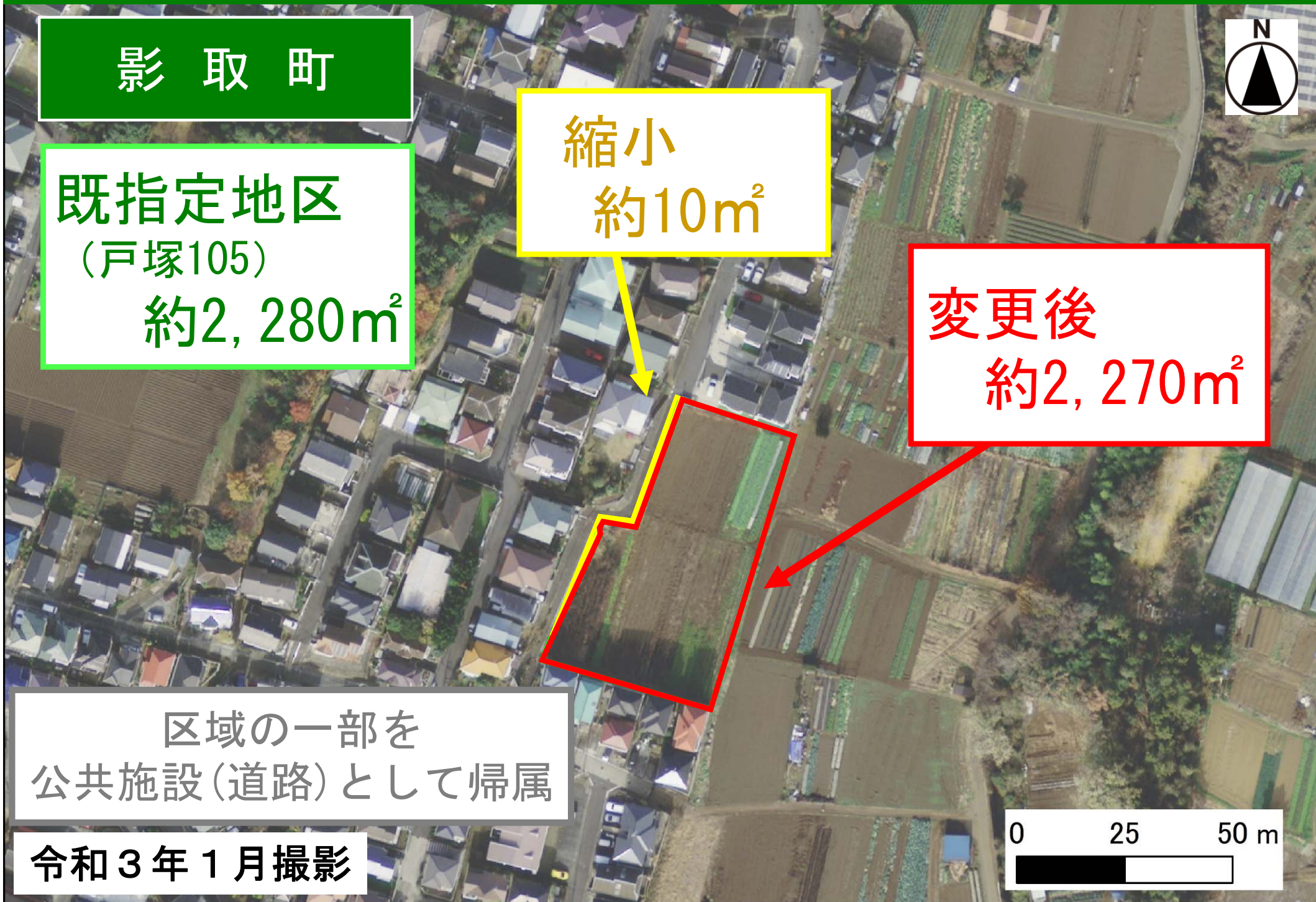
約2,280m²

縮小
約10m²

変更後
約2,270m²

区域の一部を
公共施設（道路）として帰属

令和3年1月撮影



「追加・拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」

	変更の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	国土調査等に伴う、公図及び土地登記簿の変更により、都市計画図書の是正が必要となったもの	12	0.035 (約350m ² 増)
②	指定されている従前の土地が 土地区画整理事業 における 仮換地指定 がされたため、生産緑地地区の位置・区域及び面積を変更する必要があるもの	6	△0.008 (約80m ² 減)
合計		18	0.027 (約270m ² 増)

※追加・拡大、廃止・縮小を伴う箇所の面積については、重複するため含めず。

	変更の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
①	国土調査等に伴う、公図及び土地登記簿の変更により、都市計画図書の是正が必要となったもの	12	0.035 (約350m ² 増)
②	指定されている従前の土地が土地区画整理事業における仮換地指定がされたため、生産緑地地区の位置・区域及び面積を変更する必要があるもの	6	△0.008 (約80m ² 減)
合計		18	0.027 (約270m ² 増)

※追加・拡大、廃止・縮小を伴う箇所の面積については、重複するため含めず。

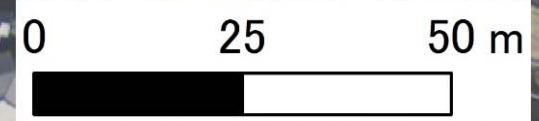


ニツ橋町

既指定地区
(瀬谷100)
約1,160m²



令和3年1月撮影



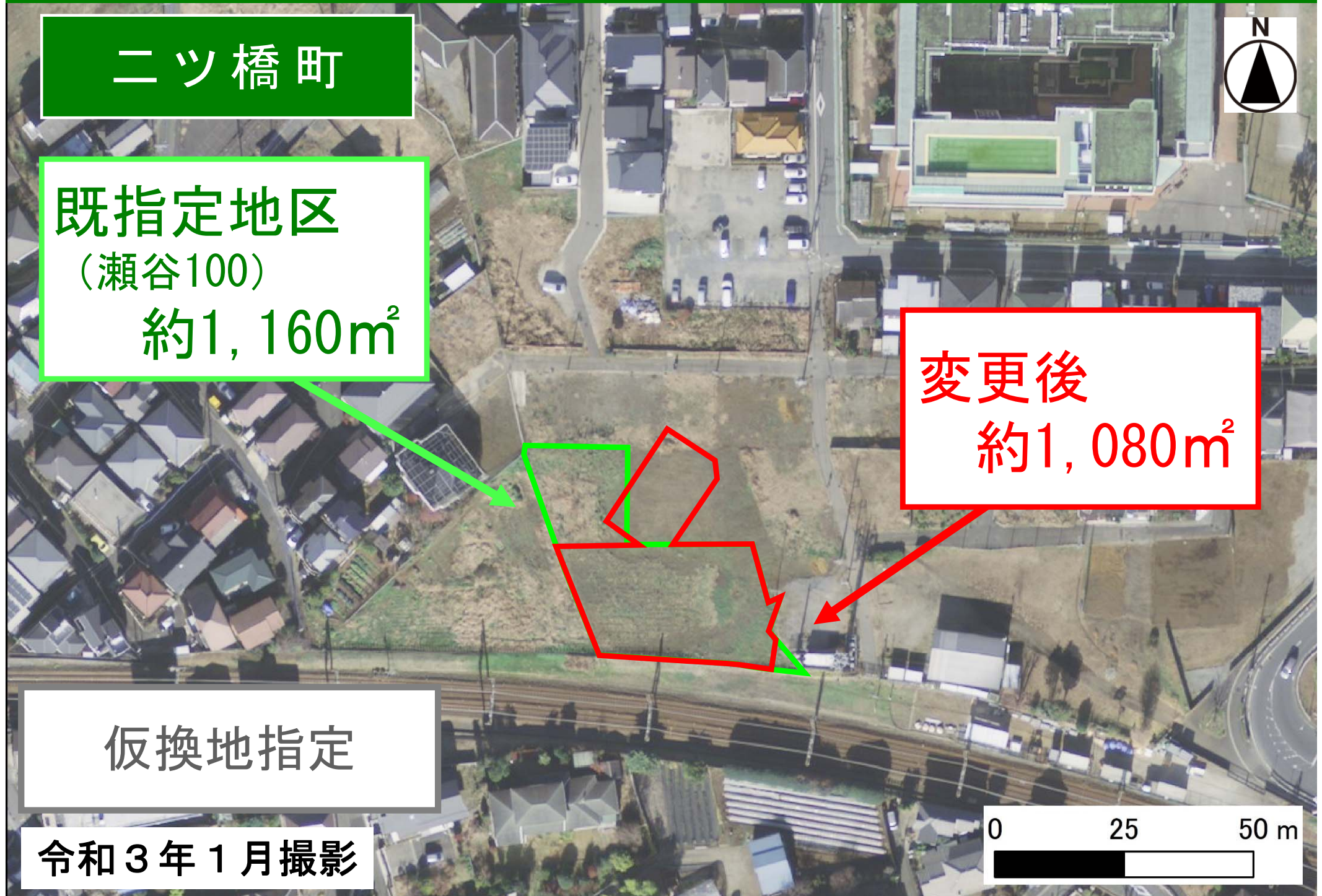
ニツ橋町

既指定地区
(瀬谷100)
約1,160m²

変更後
約1,080m²

仮換地指定

令和3年1月撮影



縦覧期間	自 令和3年10月5日 至 令和3年10月19日
意見書の提出	なし